

内閣調査局官制

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十年四月十九日

内閣總理大臣岡田啓介



目録

初令弟

號

内閣調査局官制

第一條 内閣調査局ハ内閣總理大臣ノ官理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 重要政案ニ關スル調査

二 特ニ内閣總理大臣ヨリ命セラレタル重要政案ノ審査

三 内閣審議會ノ庶務

内閣調査局ハ關係各廳ニ對シ調査又ハ審査ニ付必要ナル資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條 内閣調査局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

初正

調査官 専任十五人

書記官 一人

事務官 専任一人

屬 専任二十人

奏任 内五人ヲ初任ト
為スコトヲ得

奏任 奏任調査官ヲシ
テ之ヲ兼ネシム

奏任

判任

第三條 内閣調査局ニ參興ヲ直キ局務ニ參興セシム

參興ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳初任官又ハ學識經
驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

參興ハ初任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ
支クル待遇トス

參興ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期
中ノヲ解任スルヲ勿ケズ

第四條 内閣調査局ニ専任委員ヲ直キ常時局務ニ參興セシム

専任委員ハ内閣書記官及法制局長官ヲ以テ之ニ允ツ

第五條 内閣調査局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳長官又ハ學
識經アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ
任期中ノヲ解任スルヲ勿ケズ

第六條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ所

部ノ職員ヲ指揮監督ス但シ第一條第一項第三號ノ事務ニ付テ
ハ内閣會議置ノ習及副置長ノ指揮監督ヲ承ク

第七條 奏任官ノ起任ハ長官ノ之ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官

以下ハ之ヲ尋行ス

第八條 長官爭取アルトキハ上席調査官其ノ職務ヲ代理ス

第九條 調査官ハ長官ノ命ヲ承ケ調査及審査ヲ掌ル

第十條 書記官及事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ局中ノ事務ヲ掌ル

第十一條 局ハ上長官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

文官任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十年四月十九日

内閣總理大臣岡田啓介

